

公立大学法人青森県立保健大学情報ネットワーク運用基本方針

平成 20 年 4 月 1 日

規 程 第 1 4 0 号

(情報システムの目的)

第 1 条 公立大学法人青森県立保健大学（以下「本学」という。）情報ネットワークは、本学の理念を実現するための、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第 2 条 前条の目的を達するため、本学情報ネットワークは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基準により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に共用される。

(利用者の義務)

第 3 条 本学情報ネットワークを利用する者は、本方針及び運用基準に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第 4 条 本方針に基づく実施規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの実施規程に定めることができる。

附 則

本方針は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。